駐車場を新設する場合の届出について

路外駐車場設置届と路外駐車場管理規定届の両方の届出が必要となります。

1. 届出の時期

- ・路外駐車場設置届は、駐車場供用開始の1ヶ月半前までに届け出る。 届出から検査完了まで概ね40日を要するため。
- ・路外駐車場管理規定届は駐車場の供用開始後、10日以内に届け出る。

2.提出書類と部数

			提出	部数
		必要書類	建築物で ない場合	建築物 の場合
●路	各外息	2部	2部	
	1	駐車施設等の概要	3部	3部
	2	地形図(駐車場の位置を表示したもの縮尺1/10,000以上)	3部	3部
添付書	3	平面図(建築物の場合は各階の図が必要)縮尺1/200以上 ① 路外駐車場の区域を表示したもの ② 付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分が記入されたもの ③ 一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の 範囲 ④ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの	3部	3部
類	4	立面図 2面以上 縮尺1/200以上		2部
	5	断面図 2面以上 縮尺1/200以上		2部
	6	建築確認通知書の写		2部
	7	建築検査済証の写		2部
	8	機械式駐車装置の場合(ターンテーブルを除く) 大臣認定書の写	2部	2部
■ 路	各外,	駐車場管理規定届	2部	2部
添付	1	管理規定	1部	1部
書類	2	業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)	1部	1部

- 1 届出書類3部のうち1部は警視庁提出分となります。
- 2 書類は A4 の大きさ (平面図等の大版のものは折る)で提出してください。
- 3 提出書類のうち1部は審査終了後、副本として返却します。

設置届出書の記入要領

- ・ 新規設置に伴う届出の場合は、表題の「(変更)」の部分を二本線で消してください。
- ・ 駐車場管理者の住所(事務所の所在地) 名称、氏名(代表者氏名)を記入してください。
- 1 駐車場の名称 届出する駐車場の名称を記入してください。
- 2 駐車場の位置 届出する駐車場の所在地(住居表示)を記入してください。
- 3 規模
 - イ 駐車場の区域の面積

駐車場の敷地面積を記入してください。

ロ 駐車場の用に供する部分の面積

駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操作場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記入してください。

口 a(A)及び b(C) 駐車の用に供する部分の面積

- ・「一般公共の用に供する部分」の欄には、時間貸し駐車スペース部分の面積、台 数を記入してください。
- ・「それ以外の部分」の欄には、月極契約等時間貸し駐車スペース以外の部分の面 積、台数を記入してください。
- ・「特定自動二輪車専用」とは、大型二輪、普通二輪専用の駐車スペースのことを 指します。
- ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」とは、四輪、二輪どちらも駐車可能なスペースのことを指します。
- ・原付等の駐車スペースは届出の対象外です。
- ロ a(B)及び b(D)

車路、料金徴収所等駐車場の用に供する面積のうち、駐車スペース以外の部分の合計面積を記入してください。

4 構造

イ 建築物である部分

例)・鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1~2階)

- ・鉄骨造タワー式
- ロ 建築物でない部分
 - 例)・透水性アスファルト舗装
 - •砂利敷舗装

5 設備

イa 特殊装置の有無

特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記入してく ださい。

b 認定番号・特殊の装置の名称等

用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の 認定の番号及び、用いる特殊の装置の名称(商品名) 製造者名を記入してくだ さい。

ロ それ以外の設備

特殊の装置以外の換気装置、証明装置、警報装置その他の設備の概要を記入してください。

6 附帯業務のための施設

駐車場内で他の有料業務を行う場合、記入してください。 例)洗車場、燃料販売、自動車修理、売店、スナック

7 従業員概数

駐車場の管理に従事する人数(事務、附帯業務を含む)を記入してください。

8 供用開始(予定)日 営業を開始しようとする日を記入してください。

注)該当しない欄は記入しないでください。

<u>路外駐車場設置(変更)届出書</u>

平成 21 年 12 月 1 日

大田区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所) 大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4 大田パーキング(株) 代表取締役 大 田 一 郎 印

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐	車	場	の	名	称	大田第一駐車場						
2	駐	車	場	の	位	置	大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4						
	1	` 駐 I	5場の	D区t	- 或のi	面積			11,664.33 平方メートル				
		l 駐車 の面積				る部分 D)							
		a 建	築物	」で あ	5 る音	部分	駐車の用に供する 部分の面積(A)	四輪車(注) 専用		7,235.28 平方メートル (駐車台数 480 台)			
									特定自動二輪車専用	23 平方メートル (駐車台数 10 台)			
								一般公共の用に		平方メートル			
								供 す る 部 分 四輪車及び特 定自動二輪車 併用		四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
3									小計	7,258.28 平方メートル			
規									四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
									特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
模								それ以外の部分 四輪車及び特 定自動二輪車 併用		平方メートル 四輪車 <u>駐車台数 台</u> 特定自動二輪車 <u>駐車台数</u> 台			
									小計	平方メートル			
			- A			·	車路等の面積(B)		Г	11,469.38 平方メートル			
		b 廷	築物	ヷでた	こしり音	#分	駐車の用に供する 部分の面積(C)		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
								特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)			
								一般公共の用に供する部分	四輪車及び特 定自動二輪車 併用 小計	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台 平方メートル			
							וםיני			1,75, 1,70			

	L 7 + 44 H	m -> 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	駐車の用に供		1			
	D 建架物	物でない部分	部単の用に供				四輪車専用	平方メートル
) Al ma co Coun	- /				(駐車台数 台)
3							特定自動二輪	平方メートル
規							車専用	(駐車台数 台)
况					 それ以外(の部分		平方メートル
					C100001	2 1123	四輪車及び特	四輪車
模							定自動二輪車	駐車台数 台
1天							併用	特定自動二輪車
								駐車台数 台
							小計	平方メートル
			車路等の面積	(D)				平方メートル
								7,235.28 平方メートル
							四輪車専用 	(駐車台数 480台)
							特定自動二輪	23 平方メートル
,							車専用	(駐車台数 10台)
,					一般公共の	カ用に		平方メートル
					供する		四輪車及び特	
							定自動二輪車	駐車台数台
							併用	特定自動二輪車
							17773	駐車台数 台
	駐車の	用に供する部分の	の面積の会計				小計	7,258.28 平方メートル
	啊工—— ∨ <i>>)</i>			+ C)			小門	平方メートル
			(/ .	C)			四輪車専用	
							杜宁白新一杯	(駐車台数 台)
							特定自動二輪	平方メートル
							車専用	(駐車台数 台)
					それ以外(の部分		平方メートル
							四輪車及び特	四輪車
							定自動二輪車	駐車台台
							併用	特定自動二輪車
								駐車台数台
							小計	平方メートル
4 構	建築	物である部	分	鉄筋二	コンクリー	- 卜造	7階のうち、地	下 2 階と地下 3 階
造口	建築:	物でない部	3 分					
5	イ 特	a 特 殊 の 装 置	置の有無	無				
設	殊 の b 特殊の装置に係る駐車			認定の番号				
備	場		特殊の装置の					
		N H & +r	/# :		称 等	/±Π / **		
		以外の設		換気装置、消化設備、警報装置				
		いための b 		なし				
7 従	業	員 概 	数	5人 平成22年 4 月 1 日				

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

駐車場施設等の概要

	名 称	OTA蒲田店									
建	所 在 地	大田区蒲田 5 - 1	3 - 1 4								
築	用途地域	商業地域			Ė	上要用途	店舗				
物	構造規模	地 上 7 階	地	下 3	階	i					
	延べ面積	35	,050.40 m ²		旉	敗地面積	11	,664.33	m²		
	名 称	大田第一駐車場									
	所 在 地	大田区蒲田 5 - 1	3 - 1 4								
		地上 階、地下 2~3 階(四輪車 地下2~3 階、特定自動二輪車 地下2 階)									
	 駐車階層		平面式(自		台・	m²,		台・	m²)		
		四輪車	│立体式(自		台・	, m بُ35.28 m		台・	m²) m²)		
	(一般公共部		地下式(自 平面式(自		<u> </u>	35.28 III、 m、		<u>台・</u> 台・	m²)		
駐	分の内訳)	特定自動二輪車	立体式(自		· 台·	m²,		台·	m²)		
W)			地下式(自	自走 10	台・	23 m²、		<u>台·</u>	m²)		
			4 5 41		四輔	扁車	480 (10	台 7,23 台 2	35.28m² 10 m²)		
		四輪車	一般公共部分		特定自動	计一种	10		23 m²		
車		480 台	(障害者スペ	-ス:内数)	小		10	7,25	_		
_		7,235.28 m²						<u></u> 台	m²		
	全収容台数	特定自動二輪車	月ぎめ	、 立7 <i>二</i> 入				 台	m²		
	駐車面積	10 台	ᆥᄁ	特定自動				m²			
場		23 m²			小 			/>			
~		合 計	7 0 /U 0 10 /U		四輔			台	m² ²		
		7,258.28 m²	その他(その他の部分 4		加二輪車		台	m²		
		小計 m²									
	設 備	無線設備(警察・消防・携帯・(その他)) 防犯カメラ等(有・(無))									
	四輪車の区分	1)一般届出駐車場 2 都市計画駐車場 3 附置義務駐車施設 (台 m²) 4 道路付属物駐車場									
	出入口	出入口の幅員 8.2 m(5.3 m) ()内は出入口が複数の場合に記入する。									
	道路名	(国、都、区)市	、私)道								
前	幅員		8.2	m ½	・車道(の区別	(:	有・	無		
面		1 一方通行に	なって	(いる	\cdot	なり	>)。				
道	交通規制	2 中央分離	帯は((ある	· (t)	: 61	>)。				
路		3 パーキングメー	-ターは ((ある	· (ti	: 61	>)。				
	その他	横断歩道・曲がり角(交差点)から駐車場入口までの距離は5m以上(ある・ない)。									
前	調査日	平成 22	年 2 月	2 6 E	3						
面道		時間を	Ħ	四輪	車	特定自動	加二輪車	步	行 者		
路	朝	7 ~ 8	時		23台		12台		150人		
の交	千刀 ————————————————————————————————————	8 ~ 9	時		35台		18台		211人		
通量	夕 方	17 ~ 18 18 ~ 19	-		29台 15台		10台 9台		189人 236人		
前面道路の交通量調査	(注) 1 交通量	<u> </u> の多い朝及び夕方		·各 1 時間 8		_└ る。	νн	1			
鱼	` '	皆については、駐車					Jとする。				

第2号様式(第3条関係)

平成 22 年 4 月 1 日

(あて先)大 田 区 長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4 氏名 大田パーキング(株) 代表取締役 大田 一郎 印 法人にあっては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

路外駐車場管理規程届

大田第一 駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第 13 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

(注)管理規定を2部提出してください。

駐車場管理規程(例)

- 1 名称
 - ○○○駐車場

所在地 大田区〇〇〇丁目〇番〇号

- 2 駐車場管理者
 - (1) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
 - (2) 名 称 〇〇駐車場株式会社
 - (3) 電 話 〇〇(〇〇〇)〇〇〇
 - (4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇
- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 利用 (第7条-第13条)
- 第3章 駐車料金及び算定等(第14条-第17条)
- 第4章 引取りのない車両の措置(第18条-第21条)
- 第5章 保管責任及び損害賠償(第22条-第26条)
- 第6章 雑則 (第27条)

第1章 総則

(通則)

- 第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規定による。 (契約の成立)
- **第2条** 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規定を承認のうえ駐車場を利用する ものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起 算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者 (以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

- 第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路 の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行なうことができる。
 - (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又 は発生するおそれがあると認められる場合
 - (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
 - (3) 工事、清掃又は消毒を行なうため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○ t を超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の出入等)

- 第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。
- 2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出 庫するものとする
- 3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた 後入出庫するものとする
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

- 第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。 (駐車場内の通行)
- 第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 徐行すること。

- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

- 第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
 - (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
 - (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
 - (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
 - (5) 場内において宿泊しないこと。
 - (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
 - (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
 - (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
 - (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
 - (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

- **第11条** 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合は駐車を断り、又は車両を退去させることができる。
 - (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
 - (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
 - (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
 - (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれ があるとき
 - (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

- **第12条** 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。
 - (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。 (事故に対する措置)
- **第13条** 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他 必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時 間 区 分	料金の額	
普通時間	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)	
午前8時から午後11時まで	につき 金	円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時 まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金	円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

- 第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
- 2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車 料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を 締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定す る。

(1) 料金

11 112			
種 類	有 効 時 間	通用期間	料 金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで		円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで	1カ月	円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

- (2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。
 - ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
 - ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、 定期駐車料金の割戻しはしない。
 - ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
 - ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用時間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
 - ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、 月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただ し、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない 場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
 - ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
 - ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

- **第17条** 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を 支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。
- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正利用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。
 - (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期利用券を利用した場合
 - (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
 - (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を 駐車している場合又は定期駐車利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から 起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又 は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求す ることができる。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、 管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度に おいて、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

- 第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しく は所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。 (車両の処分)
- 第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場 において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生ずる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

- **第22条** 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。
- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意または重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を 負わない。

(免責事由)

- **第25条** 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
 - (1) 自然災害その他不可抗力による事故
 - (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
 - (3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
 - (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
 - (5) 第13条の規定による措置
- **第26条** 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその 損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規定に定めない事項)

第27条 この規定に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。